

災害復旧工事における主任技術者及び現場代理人の 兼務制限の緩和について（お知らせ）

2018年（平成30年）9月28日から次のとおり災害復旧工事における主任技術者及び現場代理人の兼務制限を緩和しますので、お知らせします。

1 内容

（1）主任技術者

契約金額500万円以上3,500万円未満の工事について、同一の主任技術者が兼務することができる件数から、災害復旧工事を除きます。
※ただし、入札公告で専任配置を求めた工事を除きます。

現行

災害復旧工事以外の工事	<u>あわせて3件以内</u>
災害復旧工事	



緩和後

災害復旧工事以外の工事	<u>3件以内</u>
災害復旧工事	<u>件数の制限なし</u>

（2）現場代理人

契約金額3,500万円未満の工事について、同一の現場代理人が兼務することができる件数から、災害復旧工事を除きます。
※ただし、特記仕様書に兼務を認めない記載がある場合を除きます。

現行

災害復旧工事以外の工事	<u>あわせて3件以内</u>
災害復旧工事	



緩和後

災害復旧工事以外の工事	<u>3件以内</u>
災害復旧工事	<u>件数の制限なし</u>

※（1）、（2）のうち建築一式工事については「500万円を」「1,500万円」に「3,500万円」を「7,000万円」に読み替えます。

2 実施期日

2018年（平成30年）9月28日から当分の間。
すでに契約を締結している災害復旧工事についてもこの取扱いの対象となります。

2018年（平成30年）9月28日
福山市建設局建設管理部契約課
福山市上下水道局経営管理部管財契約課